

令和6年11月29日

記者発表配付資料

- 令和6年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和6年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和6年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和6年度12月補正予算（案）の概要

令和6年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 26件

令和6年度補正予算 ----- 3件
条例その他議案 ----- 23件

1 令和6年度補正予算 ----- 3件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	434,255千円	471,683,028千円
特別会計		債務負担行為の追加
企業会計		債務負担行為の追加

2 条例その他議案 ----- 23件

条例議案 ----- 10件
その他議案 ----- 13件

令和6年12月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 3 号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 4 号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
- 第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 6 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和7年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案
- 第 25 号 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 26 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

令和6年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 4 号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案

(障害福祉課)

手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定め、もって、ろう者を含む全ての県民が共生することのできる地域社会の実現を図ろうとするもの

第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案

(法務文書課他20課)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により懲役及び禁錮の刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について規定の整理等をしようとするもの

第 6 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

宿泊料金の高騰その他の社会経済情勢の変化並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行等を考慮し、宿泊料の上限額を引き上げる等必要な改正をしようとするもの

第 7 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行による大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の一部改正により新たに区分が設けられる第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る審査基準についての国からの通知等を考慮し、当該免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定しようとするもの

第 8 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(福祉指導課)

その例によることとしている救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）が一部改正され、保護施設のうち更生施設等において個別支援計画の作成が義務付けられたことを考慮し、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第118号）の引用規定の整理をしようとするもの

第 9 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(文化国際課)

旅券法施行令（平成元年政令第122号）の一部改正を考慮し、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額を改定するとともに、当該申請に係る手数料に電子情報処理組織を使用する方法により申請する場合の区分を設けようとするもの

第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(都市計画課)

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正により、宅地造成等工事規制区域内等における宅地造成等に関する工事について知事の許可等が義務付けられたことを考慮し、当該許可の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収しようとするもの

第 11 号 高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案

(電気工水課)

工業用水の安定的な供給の継続を図るための施設の耐震化及び更新の必要性並びに適切な受益者負担を考慮し、鏡川工業用水道事業の使用料を改定しようとするもの

第 12 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案

(警務課)

高知県宿毛警察署について、新築に伴う位置の変更をしようとするもの

第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(交通企画課、交通規制課、運転免許センター)

運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)の一部改正等を考慮し、運転免許試験手数料、免許証交付手数料等の運転免許等に係る手数料の額を改定するとともに、道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部改正に伴い導入される特定免許情報の個人番号カードへの記録に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の一部改正により保管場所標章が廃止されることに伴い、当該保管場所標章の交付等に係る手数料を廃止する等必要な改正をしようとするもの

第 14 号 令和7年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

(財政課)

令和7年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 15 号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案

(県民生活課)

高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立交通安全こどもセンター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市比島町二丁目7番17号
一般社団法人オフィスポラリス
- (3) 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 16 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案

(スポーツ課)

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立県民体育館
高知県立武道館
高知県立弓道場
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- (3) 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 17 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案

(林業環境政策課)

高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立森林研修センター情報交流館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町大平80番地
情報交流館ネットワーク
- (3) 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 18 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案

(林業環境政策課)

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立甫喜ヶ峰森林公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市伊勢崎町8番24号
一般社団法人高知県山林協会
- (3) 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 19 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園上下水道課)

高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立室戸広域公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
- (3) 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 20 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案

(公園上下水道課)

高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町浮鞭3573番地5
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
- (3) 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 21 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案

（公園上下水道課）

高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 施設の名称
高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）
- （2） 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
四万十市不破出来島2058番地20
公益財団法人四万十市公園管理公社
- （3） 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 22 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案

（港湾・海岸課）

高知港係留施設等の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 施設の名称
高知港係留施設等
- （2） 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田字新港4700番地
高知ファズ株式会社
- （3） 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 23 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案

（生涯学習課）

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 施設の名称
高知県立高知青少年の家
高知県立青少年体育館
- （2） 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
特定非営利活動法人高知県青年会館
- （3） 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 24 号 高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案

(道路課)

高知県道路照明灯一括LED化委託業務を施行するための契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 業務名
高知県道路照明灯一括LED化委託業務
- (2) 契約の方法
随意契約
- (3) 契約金額
543,400,000円
- (4) 契約の相手方
高知市棧橋通二丁目2番25号
共同事業体代表構成員 株式会社四電工高知支店
- (5) 履行期限
令和17年12月19日

第 25 号 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事は、一般競争入札により、契約金額1,516,328,000円（当初契約金額1,386,000,000円）で、高知市仁井田1625番地2大旺新洋・田邊・杉本特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和7年3月31日を完成期限（当初完成期限令和6年8月12日）として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直し、補助工法を追加したこと及び資材価格等の高騰に対応するためのインフレスライド条項を適用することに伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)		(変更後)
契約金額の変更	1,516,328,000円	→	1,712,128,000円

第 26 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案説明

(河川課)

和食ダム本体建設工事は、一般競争入札により、契約金額7,810,052,300円（当初契約金額3,284,295,000円）で、香川県高松市サンポート2番1号大成特定建設工事共同企業体（当初契約相手大成・ジョウトク・杉本土建・山本特定建設工事共同企業体）と請負契約を締結し、令和7年3月28日を完成期限（当初完成期限平成29年2月28日）として施行中であるが、左岸及びダム堤体の地盤深部に当初の想定より透水性の高い箇所が確認されたため基礎処理工を追加すること、左岸のコンクリートの打設箇所に当初の想定より面積の狭い部分を確認されたため打設方法を変更すること並びにダム堤体に確認されたひび割れを補修する対策工を追加することに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)		(変更後)
契約金額の変更	7,810,052,300円	→	8,272,847,600円

〈言語としての手話に係る現状〉

・手話は、聞こえる人にとっての音声言語と同様に、音声聞こえない、あるいは聞こえにくい人にとって、思考、感情及びコミュニケーションの基盤となる母語であって、日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものとして大切に育まれてきた。

・障害者基本法第3条では、「言語（手話を含む。）」と明記されている一方で、「手話が言語である」という認識は県民に普及しておらず、社会の中で手話を言語として使える環境や習得する機会が十分に整備されていない。

⇒地域社会において、手話を日常的に使うろう者は、外出時や就労する際、母語とする手話を安心して使用することができなかつたり、災害時に必要な情報を取得できないなど、日常生活の多くの場面で、不安や不便を感じている。

このため、

言語としての手話の認識の普及 手話の習得の機会の確保その他の 手話を使用しやすい環境の整備

に関する条例の制定が必要

(参考)

- (1) 全国の状況：38都道府県／21区／359市／115町／7村計540自治体で条例を制定済（高知県内 11市町村）
- (2) 超党派の国会議員連盟が手話の普及に向けた環境整備を後押しする法案を提出する動きあり
内容：手話の日の設置（9月23日）、
国や自治体の責務等
（R7秋のデフリンピックまでの成立を目指している）

（条例制定に向けた検討状況）

- 関係団体等への意見聴取（R6.2～R6.5）
 - 第1、2回条例検討委員会※を開催し、各委員からの意見を踏まえて、条例案を作成（R6.7/4、9/11）
 - 高知県障害者施策推進協議会において審議（9/18）
 - 9月議会常任委員会において報告（10/4）
 - 第3回条例検討委員会において条例案をとりまとめ（10/15）
 - 第4回条例検討委員会において施策への意見聴取（12/5予定）
- ※聴覚障害のある当事者や手話通訳者、教育関係者、事業者代表等9名

目的、定義、基本理念、県の責務、県民・事業者の役割等

目的 (第1条)	この条例は、 <u>手話が言語であるという認識</u> に基づき、 <u>手話の普及等</u> に関し、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定め、もって、ろう者を含む全ての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。		
基本理念 (第3条)	手話の普及等は、ろう者を含む全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、図られなければならない。		
県の責務 (第4条)、 市町村との連携 (第5条)	県民の役割 (第6条)	事業者の役割 (第7条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・手話の普及等に必要な施策を策定し、推進する責務 ・基本理念に対する県民の理解を深めるための必要な啓発 ・市町村との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話が言語であることを認識し、手話に対する理解を深める ・県又は市町村が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者に対しサービスを提供する際に、手話その他の方法により、必要な情報を取得することができるよう配慮する ・ろう者が働きやすい環境整備に努める ・県又は市町村が実施する施策への協力 	

施策の推進体制

手話の普及等に関する基本的施策の策定及び推進 (第8条)

- ・障害者計画において、手話の普及等に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。



・施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者等関係者の意見を聴くための協議の場を設ける

・協議の場で聴取した意見を踏まえ作成した基本的施策の案等に関し、高知県障害者施策推進協議会の意見を聴く

基本的施策

- ▶**手話を学ぶ機会の確保** (第9条)
 - ・県民が手話を学ぶ機会の確保
 - ・手話を必要とする人が乳幼児期からその家族等と共に手話を学ぶ機会の確保
 - ・職員が手話を学習するための取組を推進
- ▶**手話を用いた情報発信** (第10条)
 - ・ろう者が県政に関する情報を速やかに取得するための手話を用いた情報発信
- ▶**手話通訳者等及びその指導者の確保、養成等** (第11条)
- ▶**学校における手話の学習等** (第12条)
 - ・聴覚障害のある人のうち、手話を必要とする者が通学する学校における、教職員の手話に関する技術の向上への支援
 - ・学校における基本理念及び手話に対する理解を深めるために必要な支援
- ▶**事業者への支援** (第13条)
 - ・事業者が行う取組への情報提供その他の必要な支援
- ▶**手話に関する調査研究** (第14条)
 - ・手話に関する調査研究及びその成果の普及への協力

その他

- ▶**財政上の措置** (第15条)
- ▶**附則** ・公布日から施行

条例に基づく施策（案）

- ・県の広報媒体（広報誌・HP・SNS等）による普及啓発
- ・手話動画の配信（日常生活で活用できる手話）
- ・親子手話教室の開催
- ・職員向け研修の開催
- ・県広報紙の手話版の作成・配信等
- ・手話通訳者養成講座の開催
- ・デジタル技術を活用した手話を使う機会の拡充
- ・教職員向けの手話講座
- ・「総合的な学習の時間」等を活用した手話への理解を深めるための情報提供
- ・手話動画の配信（サービス提供時に活用できる手話）
- ・聴覚障害者情報提供施設を活用した支援

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案について

- 概要**
- ✓ 刑法における刑の種類のうち「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設すること等を内容とする刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）がR7.6.1に施行
 - ✓ 改正法の施行に合わせて条例の「懲役」・「禁錮」に係る規定箇所を「拘禁刑」に改める対応が必要

1 刑法改正の概要

【現行】

	懲役	禁錮
刑期	✓ 無期 ✓ 有期（1月～20年）	✓ 無期 ✓ 有期（1月～20年）
内容	✓ 刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる	✓ 刑事施設に拘置する

【改正後】

	拘禁刑
刑期	✓ 無期 ✓ 有期（1月～20年）
内容	✓ 刑事施設に拘置する ✓ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる

補足【拘禁刑創設の背景】

- ✓ 受刑者の改善更生、再犯防止の重要性の高まり
- ✓ 個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導をベストミックスさせた処遇の実現を図る

2 条例改正の概要

- ✓ 改正が必要となる条例は、30本 ※議員提案の条例（高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例）を除く。
- ✓ 主な改正は、大きく2パターン

施行期日：令和7年6月1日

	[1] 罰則規定関係	[2] 手当等の差止め要件規定関係等								
改正例	<p>高知県情報公開条例（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（罰則） 第24条 第16条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</td> <td>（罰則） 第24条 第16条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	（罰則） 第24条 第16条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第24条 第16条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 懲役 又は50万円以下の罰金に処する。	<p>職員の退職手当に関する条例（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは（略）退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの（略））をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</td> <td>（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは（略）退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの（略））をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは（略）退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について 拘禁刑 以上の刑が定められているもの（略））をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは（略）退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について 禁錮 以上の刑が定められているもの（略））をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
	新	旧								
（罰則） 第24条 第16条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第24条 第16条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 懲役 又は50万円以下の罰金に処する。									
新	旧									
（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは（略）退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について 拘禁刑 以上の刑が定められているもの（略））をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは（略）退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について 禁錮 以上の刑が定められているもの（略））をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。									
対象条例	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高知県行政不服審査会条例 ✓ 高知県青少年保護育成条例 ✓ 高知県屋外広告物条例 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高知県希少野生動植物保護条例 ✓ 高知県暴力団排除条例 等 22本 								

12

等 **8本**

《条例議案の概要》 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案について

令和6年12月
総務委員会資料
行政管理課

1 条例改正の目的

この条例は、宿泊料金の高騰等を含む社会経済情勢の変化並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「国旅費法」という。）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行等を考慮し、宿泊料の上限額を引き上げる等必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 宿泊料及び宿泊諸費の上限額の改正

一般職の職員の宿泊料及び宿泊諸費について、令和7年4月1日から施行される国旅費法により適用される一般職員の上限額と同額とする。

また、知事、副知事、議員の宿泊料及び宿泊諸費についても、国家公務員の指定職の上限額と同額とする。

なお、国家公務員においては、宿泊料等を財務省令で定め、実勢価格に変動があれば、毎年度見直すこととされており、本県の上限額についても、省令に改正があった場合は、改正後の金額を適用することとする。

【参考】 東京都特別区、大阪市、福岡市への出張の場合の上限額

(単位：円)

	一般職							知事・副知事・議員						
	宿泊料(上限額)		宿泊諸費		合計			宿泊料(上限額)		宿泊諸費		合計		
	新	旧	新	旧	新	旧	増減額	新	旧	新	旧	新	旧	増減額
東京都特別区	19,000	10,000	2,400	3,400	21,400	13,400	+8,000	27,000	12,900	2,400	4,400	29,400	17,300	+12,100
大阪府大阪市	13,000	8,100	2,400	2,800	15,400	10,900	+4,500	18,000	11,100	2,400	3,700	20,400	14,800	+5,600
福岡県福岡市	18,000	8,100	2,400	2,800	20,400	10,900	+9,500	25,000	11,100	2,400	3,700	27,400	14,800	+12,600

(2) 同一地域滞在による旅費の逡減規定の廃止

内国旅行及び外国旅行において、同一地域に一定期間以上滞在する場合に、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費を逡減する規定を廃止する。

【参考】 現行の規定では、同一地域に滞在する場合は、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費を減ずることとされているが、国旅費法改正で同規定が廃止されたため、本県も廃止するもの。

(例) 国内の出張で同一地域に30日滞在する場合、15日目から30日目までの宿泊諸費等の額は10%減をして支給。

3 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以降に出発する旅行に適用する。

4 備考

システム改修に期間を要するため12月議会で条例と補正予算を提案するもの。一方で国家公務員の旅費については、宿泊料等の見直しに合わせ、多くの項目が改正されているが、国の省令案がまだ公布されておらず、改正の詳細が不明のため、これらの改正については、公布後検討し、2月議会で改正条例を別途提出する予定。

高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案について

令和6年12月議会
公営企業局 電気工水課

条例改正の趣旨

工業用水の安定供給を維持するため、鏡川工業用水道の使用料をR7年4月から改定する。

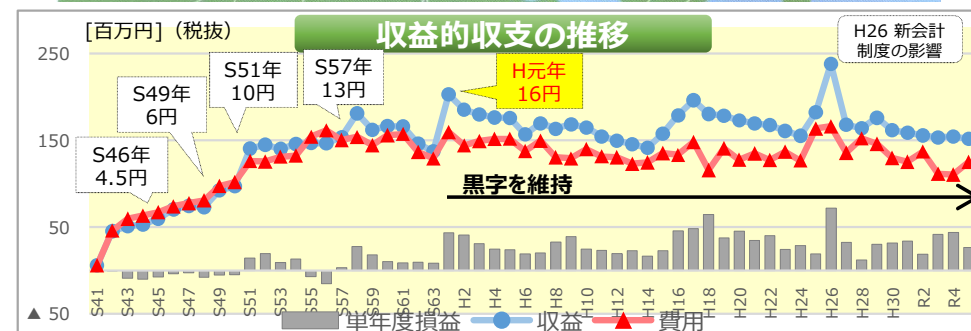
(※基本料金については、1m³当たり16円を18円(+2円)に改定)

これまでの経営状況

- ▶ S41年11月に一部給水を開始後、工業用水需要の停滞や人件費増などを背景にこれまで**5度の料金改定**を実施。
- ▶ **H元年の改定**を最後に、これまで**36年間**、鏡川工業用水道の**使用料は見直していない**。
- ▶ その間、事業運営上、**人員削減**や**維持管理経費の縮減**などに取り組み、収益的収支の黒字を維持するとともに、大規模な更新工事（建設改良）は行ってないことから、建設当初の企業債償還が終了した**H14年以降、徐々に内部留保を確保**できる状況となった。
- ▶ 近年の経営状況や課題等を踏まえ、R5年にユーザー意見交換を実施。

課題

- ▶ 工業用水の安定供給を継続するためには、計画的な耐震化（更新）が必要であることから、経営戦略（計画期間：R元年～R10年）では、配水管路のうち、全ユーザーに影響のある箇所を優先整備区間と位置づけ、今後5年間で**優先整備区間（約1.5km）の管路更新（耐震化）と設備の更新**を進めることとしており、確実に実施する必要がある。
- ▶ なお、全管路約15.6kmのうち**約87%が法定耐用年数（40年）超過**するとともに、**約80.3%が耐震性を有していない**状況で、これらの対応を含む施設更新に必要な額としては、約86億円と試算。



対応

- ▶ 鏡川工水の**料金を改定**することで設備の更新を行う。

鏡川工水料金改定（案） [1m³当たりの料率]

料金の区分		現行	改定後
基本料金	ベースとなる使用水量の料金	16円	18円
特定料金	繁忙期など一定期間、基本水量に上乗せして使用する場合の料金	16円	18円
超過料金	上記を超過した場合の料金	32円	36円

条例改正内容

- 工業用水の**使用料**のうち、**鏡川工業用水道の基本料金、特定料金及び超過料金の改定**を行う。（第14条第1項）
- 施行日：令和7年4月1日

「高知県警察手数料徴収条例」の一部を改正する条例議案

令和6年12月議会
【高知県警察本部】

運転免許センター関係

令和7年3月24日から

運転免許等の手数料標準額を定めた道路交通法施行令の一部改正等を考慮し、運転免許等に係る手数料の額を改定するとともに、道路交通法の一部改正に伴い導入される特定免許情報の個人番号カードへの記録に係る手数料を新たに徴収することとしたもの

①

マイナンバーカード
と運転免許証の一体化

新設：特定免許情報記録手数料
追加：免許更新時の手数料区分

②

更新時講習における
オンライン講習の導入

従来の講習とオンライン講習の
手数料を細分化

① マイナンバーカードと運転免許証の一体化



特定免許情報を記録



免許情報記録個人番号カード
(以下「マイナ免許証」という。)

一体化による効果

- 住所変更等のワンストップ化
- 警察署での運転免許証の即日交付

保有形態は
選択自由



運転免許証のみ



2枚持ち



マイナ免許証のみ

② 更新時講習におけるオンライン講習の導入

オンライン講習動画の視聴



※ 優良、一般講習で受講可

オンライン講習によるメリット

- 24時間受講可能
- 免許センターでの受付時間短縮
- 警察署等での手続きが1回で完結

手数料額 (一部抜粋)

【所持形態を変更する場合】



免許証のみ
所持の人

マイナ免許証のみに変更



1,500円

免許証とマイナ免許証に変更



1,500円

【免許更新の場合】

※ 優良講習受講時の手数料額



免許証のみ
所持の人

免許証のみ



2,850円
+
500円
(講習手数料)

免許証とマイナ免許証に変更



2,950円
+
500円
(講習手数料)

マイナ免許証のみに変更



2,100円
+
500円
(講習手数料)

交通規制課関係

令和7年4月1日から

自動車の保管場所の確保に関する法律の一部改正に伴い、自動車保管場所標章に係る手数料を廃止したいもの



自動車保管場所標章を廃止 (※ 保管場所制度は存続)

期待される効果

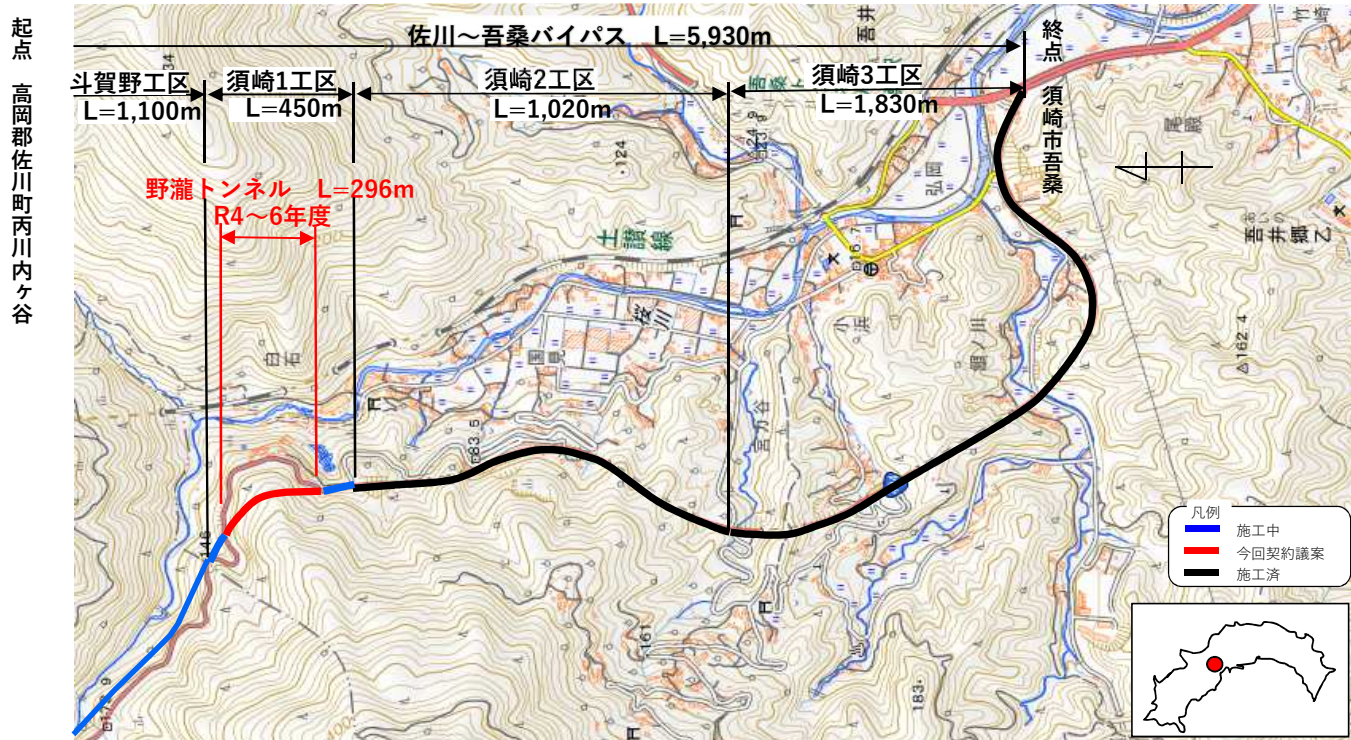
- 自動車保有者の負担軽減
 - S S (電子申請)の場合、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能 = 来署不要
- 警察における保管場所関係窓口業務の負担軽減

手数料額

- 自動車保管場所証明書
交付等手数料
2,200円 → 現行どおり
- 保管場所標章交付手数料
500円 → 廃止

国道494号 社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事
（道交国（改築）（債）第109-010-1号）

1 位置図



2 工事概要

路線名	一般国道494号
工区名	佐川～吾桑バイパス 須崎1工区（延長 L=450m）
施工場所	須崎市 吾桑
工事内容	野瀧トンネル 延長 L=296m
事業内容	<p>一般国道494号佐川～吾桑バイパスは高岡郡佐川町内ヶ谷から須崎市吾桑間において幅員狭小及び線形不良の解消を図るとともに、一般国道33号と56号を結び、高知自動車道須崎東インターへのアクセス強化など幹線道路網の形成を目的とするバイパス道路として平成9年度から工事に着手している。</p> <p>野瀧トンネル工事は、一般競争入札により、令和4年12月21日に、高知市仁井田1625番地2「大旺新洋・田邊・杉本特定建設工事共同企業体」と請負契約を締結して施工中である。</p> <p>当初 契約金額：1,386,000,000円 完成期限：令和6年8月12日</p> <p>第1回変更 契約金額：1,443,002,000円 完成期限：令和6年12月5日 令和5年9月議会専決処分報告済み</p> <p>第2回変更 契約金額：1,516,328,000円 完成期限：令和7年3月31日 令和6年6月議会議案変更済み</p>
変更内容	<p>1.当初想定より地質が脆弱であったことから、掘削断面の安定を図るため強度の高い支保工に変更する（+23百万円）とともに補助工法を追加（+75百万円）する。</p> <p>2.資材価格、労務単価等の上昇分を契約金額に加算する。（+98百万円）</p>
契約の相手方	大旺新洋・田邊・杉本特定建設工事共同企業体
完成期限	令和7年3月31日 変更後：令和7年7月24日
契約金額	1,516,328,000円 変更後：1,712,128,000円（195,800,000円増額）

●工事概要

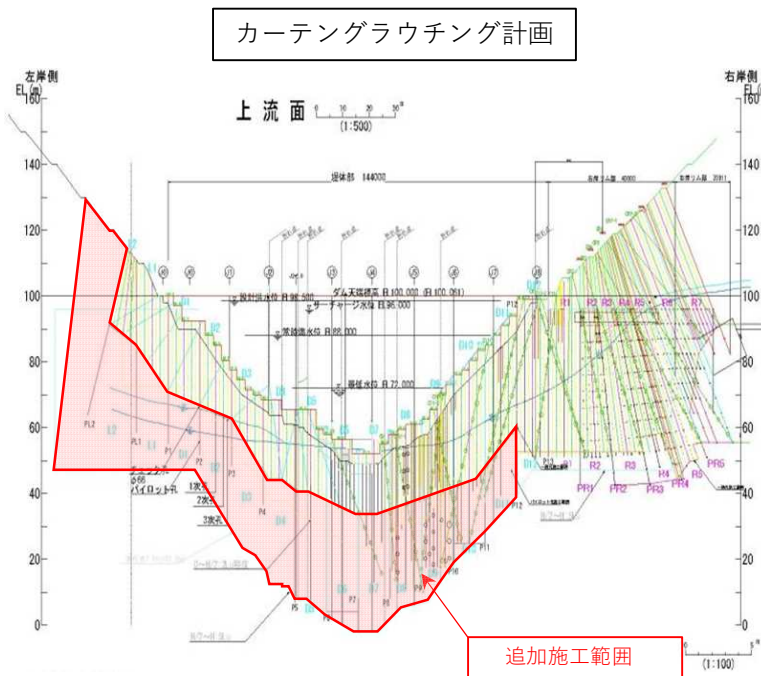
- ・工事名 : 和食ダム本体建設工事
- ・工事番号 : 和食ダム(債)第1号
- ・請負者 : 大成特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社
- ・契約日 : H25.10.15
- ・工期 : H25.10.16~R7.3.28
- ・契約額 : 7,810,052,300円 → **8,272,847,600円(462,795,300円増額)**
- ・状況 : R6年10月2日から試験湛水開始



【撮影：R6.10.10】

●主な変更内容

1. 基礎処理工の施工範囲の増【約2.6億円増】



変更理由

貯水池からの漏水を防止するための基礎処理工を施工していたところ、地盤深部に水を通しやすい地層が広範囲に連続していることが判明し、施工範囲が当初の想定より増加したため。

主な変更内容

基礎処理工の施工範囲を追加

2. 堤体ひび割れ措置による変更【約0.7億円増】



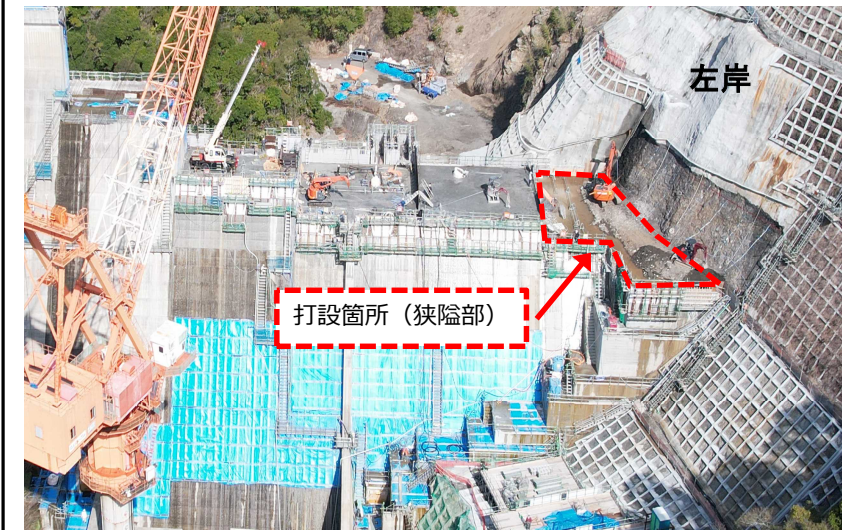
変更理由

左岸斜面に確認された節理面への対応のため、コンクリート打設の中断を余儀なくされた。加えて、中断期間が長期間となったことで、既打設部にひび割れが発生し、補修を行う必要が生じたため。

主な変更内容

ひび割れ補修工事等の追加実施

3. コンクリート施工方法の変更 等【約1.3億円増】



変更理由

コンクリート打設箇所に狭隘部が確認されたことから、打設計画を再検討した結果、使用する機械を小規模な機械へ変更する必要が生じ、打設期間が延びることとなった。

これに伴い、タワークレーン等の使用機械損料に変更が生じたため。

主な変更内容

タワークレーン等の使用機械損料の増

※打設期間を9ヶ月から10.4ヶ月に変更

(使用機械の変更に伴う打設効率の低下)

●〈参考〉今後の変更見込み

- ・令和7年2月議会(予定): 工事資材などの物価上昇に伴うインフレスライド等による変更

令和6年度 12月補正予算（案）の概要



令和6年12月
高知県総務部財政課

目指すべき高知県像の実現に向け、必要な施策を着実に実行するための予算を計上
(国の経済対策等に係る補正予算への対応については、別途検討中)

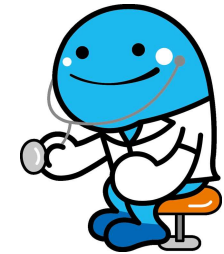
① 高知港に寄港するクルーズ船の受入に対応 7百万円 (債務負担行為額 227百万円)

〔補正内容〕 客船寄港時の歓迎行事の開催、臨時観光案内所の設置等
〔寄港見込〕 令和6年度：54回、令和7年度：90回



② 医師の勤務環境の改善を図る体制整備を支援 221百万円

〔補助先〕 医療機関
〔補助率〕 10/10 (機器購入は1/2)
〔取組例〕 ①長時間勤務が多い医療機関へ医師を派遣
②教育研修体制を有する医療機関での勤務環境改善



③ その他 206百万円 (債務負担行為額 3,622百万円)

- ◇ 救急医療電話業務など新年度以降の契約に係る債務負担行為を設定
- ◇ 県有施設の指定管理業務に係る債務負担行為を設定 など

12月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 6 年 度				計 (A+B=C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月比 増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額		小計(B)			
		通常分	経済対策分				
(1) 一 般 財 源	323,172,721	150,882		150,882	323,323,603	325,802,066	△ 0.8
県 税	67,793,441				67,793,441	67,534,616	0.4
地方消費税清算金	36,747,985				36,747,985	36,778,876	△ 0.1
地方譲与税	15,030,285				15,030,285	14,359,251	4.7
地方交付税等	181,922,000				181,922,000	186,319,475	△ 2.4
(うち臨時財政対策債)	(605,000)				(605,000)	(2,120,000)	(△ 71.5)
財調基金取崩ア	6,265,373				6,265,373	8,085,376	△ 22.5
そ の 他	15,413,637	150,882		150,882	15,564,519	12,724,472	22.3
(2) 特 定 財 源	148,076,052	283,373		283,373	148,359,425	192,571,306	△ 23.0
国庫支出金	66,322,130	58,687		58,687	66,380,817	102,325,500	△ 35.1
県 債	47,862,300				47,862,300	58,343,700	△ 18.0
(うち行政改革推進債・ 退職手当債)イ	(3,000,000)				(3,000,000)	(3,000,000)	
減債基金(ルール外分)等ウ	4,555,521				4,555,521	5,507,292	△ 17.3
そ の 他	29,336,101	224,686		224,686	29,560,787	26,394,814	12.0
総計 (1)+(2)	471,248,773	434,255		434,255	471,683,028	518,373,372	△ 9.0
財源不足額 (ア+イ+ウ:再掲)	13,820,894				13,820,894	16,592,668	△ 16.7

(単位 千円、%)

歳出

区 分	令 和 6 年 度				計 (A+B=C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月 比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額		小計(B)			
		通常分	経済対策分				
(1) 経 常 的 経 費	374,757,270	434,255		434,255	375,191,525	395,550,344	△ 5.1
人 件 費	112,598,866				112,598,866	107,022,865	5.2
扶 助 費	12,250,357	83,014		83,014	12,333,371	13,219,793	△ 6.7
公 債 費	65,162,588				65,162,588	66,880,149	△ 2.6
そ の 他	184,745,459	351,241		351,241	185,096,700	208,427,537	△ 11.2
(2) 投 資 的 経 費	96,491,503				96,491,503	122,823,028	△ 21.4
(補助)普通建設事業費	56,695,844				56,695,844	83,387,501	△ 32.0
(単独)普通建設事業費	33,005,316				33,005,316	32,749,730	0.8
災害復旧事業費	6,790,343				6,790,343	6,685,797	1.6
総計 (1)+(2)	471,248,773	434,255		434,255	471,683,028	518,373,372	△ 9.0

その他の主な事業（1）

新 ①こうち未来創造グローバル人材育成事業

2,508千円

[高等学校課]

地域の課題解決や地域貢献をテーマとした県内高校生の「探究型海外留学」を企業等と連携して支援

事業内容：生徒の留学準備金・奨学金及び協議会の運営経費
※R6年度は協議会の立ち上げや事前準備に要する費用を計上

②救急電話相談事業委託料

【債務負担(R7～R11)124,850千円】 [消防政策課]

県民や県内に滞在している方が急な病気やけがをした際に、医師や看護師等の専門家が相談に応じる救急医療電話（#7119）事業を実施

委託先：民間事業者
契約期間：R7.4.1～R12.3.31（5年間）
委託内容：高知家の救急医療電話（#7119）事業の運営



③就職支援相談センター事業実施委託料

【債務負担(R7～R8)179,962千円】 [雇用労働政策課]

高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）において、求職者に対する就職や職場定着等に向けた支援を実施

委託先：民間事業者
契約期間：R7.4.1～R9.3.31
委託内容：就職に関する相談、各種セミナーの実施、
県内企業での仕事体験など

④調理業務等委託料

【債務負担(R7～R8)538,672千円】 [特別支援教育課]

県立特別支援学校の学校給食や寄宿舎における寄宿舎食の調理業務等を実施

委託先：給食業者
契約期間：R7.4.1～R9.3.31（2年間）
委託内容：県立特別支援学校における
学校給食の調理業務等



その他の主な事業（２）指定管理者への県有施設の管理運営委託

【債務負担行為】 25億78百万円

指定管理者による運営管理を行う県有施設について、令和7年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。

○県民体育館



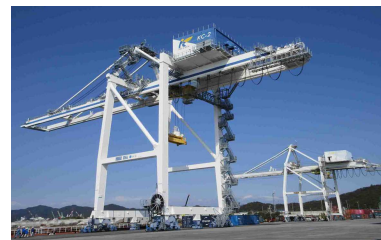
○森林研修センター



○室戸広域公園



○高知港係留施設等



○高知青少年の家



(単位：千円)

No.	施設名	指定管理候補者 (現在の管理者)	選 定 法	指 定 期 間 (年度)	管理運営委託料 【債務負担行為】	所管課
					総 額	
1	交通安全こどもセンター	(一社) オフィスポリス	公募	R7~R11	55,219	県民生活課
2	県民体育館・武道館・弓道場	(公財) 高知県スポーツ振興財団			698,756	スポーツ課
3	甫喜ヶ峰森林公園	(一社) 高知県山林協会			136,460	林業環境政策課
4	森林研修センター (情報交流館)	情報交流館ネットワーク			94,969	林業環境政策課
5	室戸広域公園	(株) 双葉造園			101,682	公園上下水道課
6	土佐西南大規模公園 (大方地区・佐賀地区)	(特非) N P O 砂浜美術館			301,481	公園上下水道課
7	土佐西南大規模公園 (中村地区)	(公財) 四万十市公園管理公社			84,746	公園上下水道課
8	高知港係留施設等	高知ファズ (株)			788,715	港湾・海岸課
9	高知青少年の家・青少年体育館	(特非) 高知県青年会館			315,352	生涯学習課
12施設			合 計		2,577,380	